

人事委員会規則 4-5 (職員の任用) 第 8 条第 1 項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成30年 5 月 8 日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容	
行政 A	34	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。	
行政 B I	1		
行政 B II	1		
行政 C (職務経験者)	8		
心理判定	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。	
保健師	2		
化学	1		
農芸化学	1		
農学 (一般)	10		
農業農村工学	3		
畜産	2		
水産	1		
林学	4		
電気	2		
土木	3		
建築	2		
警察事務	3		警察本部の課又は警察署等に勤務して警察事務に従事する。
少年補導職員	1		警察本部の課又は警察署等に勤務して少年の非行防止及び保護等の業務に従事する。

※ 行政 B I はスポーツ分野、B II は海外留学、青年海外協力隊、高度な社会貢献活動 (ボランティア活動、NPO 活動)、芸術・文化、その他の分野の区分である。

3 給与

初任給は、平成30年 4 月 1 日現在、原則として行政職給料表 1 級25号給 (月額179,643円) が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和28年秋田県条例第22号) 等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者 (「保健師」を除く。この場合において、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。) 及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政 A、行政 B I・II、心理判定、化学、農学 (一般)、農業農村工学、畜産、水産、林学、電気、土木、建築、警察事務及び少年補導職員

次のいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和59年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた者であって、学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) を卒業したもの若しくは平成31年 3 月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

(2) 行政 C (職務経験者)

次の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和34年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 次のいずれかの職務経験を有する者

(ア) 民間企業等における職務経験年数が 5 年以上ある者 (会社員、自営業者等)

(イ) 国家公務員又は地方公務員 (秋田県外の地方公共団体に限る。) の職務経験年数が 5 年以上ある者 (臨時職員、非常勤職員及び任期付職員を除く。)

※ 受験申込期日までに5年に達する者を含む。

(3) 保健師

(1)の要件を満たす者で、保健師の免許を有するもの又は平成30年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(4) 農芸化学

(1)の要件を満たす者で、次のいずれかに該当するものが受験できる。

ア 大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者

イ 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所

実施日	場 所
平成30年6月24日(日)	秋田大学 手形キャンパス 秋田市手形学園町1番1号
	都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

イ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「行政BⅠ・Ⅱ」及び「行政C(職務経験者)」は、専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。また、「保健師」は、専門試験を行わない。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

ウ 合格者の発表

平成30年6月下旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成30年7月12日(木)又は同月13日(金)及び同年8月上旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、「行政BⅠ・Ⅱ」及び「行政C」を除く試験区分において、一定レベル以上の外国語能力(英語、韓国語、中国語、ロシア語)を有することを証する資格等を取得している受験者に対し加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成30年8月下旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「保健師」の最終合格者で、免許を取得見込みのものが、平成30年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「農芸化学」の最終合格者で、大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業できなかった場合又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成31年4月以降(採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定が適用されない。)

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成30年5月11日(金)以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に電子申請・届出サービス、持参又

は郵送により提出すること。

(3) 申込受付期間

土曜日及び日曜日を除き、平成30年5月11日（金）から同月30日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、同年5月11日（金）の午前8時30分から同月25日（金）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成30年5月30日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）を行うこと。
- (2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成30年5月8日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員(人)	職務内容
短大卒業程度	一般事務	2	知事部局の課若しくはその地方機関等、又は教育庁の課、その地方機関若しくは県立学校、市町村立小中学校等の教育機関に勤務して、一般事務又は学校事務に従事する。
	土木	1	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
高校卒業程度	一般事務 a 一般事務 b ※	計 11	知事部局の課若しくはその地方機関等、又は教育庁の課、その地方機関若しくは県立学校、市町村立小中学校等の教育機関に勤務して、一般事務又は学校事務に従事する。
	農業農村工学	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	林学	2	
	電気	2	
	土木 A	2	
	土木 B (職務経験者)	1	
	建築	1	
	警察事務	2	警察本部の課又は警察署等に勤務して警察事務に従事する。

※ 一般事務には次の2つの区分がある。

一般事務 a 秋田県全域を勤務地とする者

一般事務 b 主に県北地域（鹿角、北秋田及び山本地域振興局管内）での勤務を希望する者

なお、一般事務 b で受験した者を一般事務 a の合格とする場合がある。

3 給与

初任給は、平成30年4月1日現在、原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	行政職給料表	1級15号給	160,086円
高校卒業程度	行政職給料表	1級5号給	147,283円

また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

#### 4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

##### (1) 短大卒業程度試験

平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

##### (2) 高校卒業程度試験

ア 一般事務 a・b、農業農村工学、林学、電気、土木A、建築及び警察事務

平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

イ 土木B（職務経験者）

次の両方の要件を満たす者が受験できる。

(ア) 昭和34年4月2日以降に生まれた者

(イ) 次のいずれかの職務経験を有する者

a 民間企業等における土木関係の設計、施工監理の職務経験年数が7年以上である者（受験申込期日において秋田県内に本社がある企業に在職する者を除く。）

b 国家公務員又は地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の土木関係の設計、施工監理の職務経験年数が7年以上である者（臨時職員、非常勤職員及び任期付職員を除く。）

※ 受験申込期日までに7年に達する者を含む。

#### 5 試験の実施日、場所、方法等

##### (1) 第1次試験

ア 実施日、場所

実施日	場 所
平成30年9月23日（日）	秋田大学 手形キャンパス 秋田市手形学園町1番1号

イ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。また、「土木B（職務経験者）」は教養試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は第2次試験で行う。

ウ 合格者の発表

平成30年9月下旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

##### (2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成30年10月12日（金）及び同月下旬又は同年11月上旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

##### (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

##### (4) 最終合格者の発表

平成30年11月中旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

#### 6 採用の方法及び予定時期

##### (1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

##### (2) 採用予定時期

平成31年4月以降（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

#### 7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付  
平成30年7月18日（水）以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に電子申請・届出サービス、持参又は郵送により提出すること。
- (3) 申込受付期間  
土曜日及び日曜日を除き、平成30年7月18日（水）から同年8月15日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成30年7月18日（水）の午前8時30分から同年8月10日（金）の午後5時までに限り受け付ける。  
なお、郵送による申込みは、平成30年8月15日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行くこと。
- (2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成30年5月8日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験（身体障害者採用）

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	6	知事部局の課若しくはその地方機関等、又は教育庁の課、その地方機関若しくは県立学校、市町村立小中学校等の教育機関に勤務して、一般事務又は学校事務に従事する。
警察事務	1	警察本部の課又は警察署等に勤務して警察事務に従事する。

3 給与

初任給は、平成30年4月1日現在、原則として行政職給料表1級5号給（月額147,283円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できる。

- (1) 昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
- (3) 自力（家族等による送迎を含む。）により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成30年10月21日（日）

イ 場所

ルポールみずほ 秋田市山王四丁目2番12号

ウ 方法

高等学校卒業程度の学力を問う教養試験を行う。

エ 合格者の発表

平成30年10月下旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成30年11月14日（水）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、作文試験、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成30年11月下旬に、秋田県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成31年4月1日（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成30年7月18日（水）以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に電子申請・届出サービス、持参又は郵送により提出すること。

(3) 申込受付期間

土曜日及び日曜日を除き、平成30年8月20日（月）から同年9月12日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、同年8月20日（月）の午前8時30分から同年9月10日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成30年9月12日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。